

## 亀山彰委員の質疑及び答弁

**井上副委員長** 亀山委員。あなたの持ち時間は60分であります。

**亀山委員** 自民党富山県議会議員会の亀山です。よろしく願いいたします。

先ず、管理者不明の橋梁についてです。

立山町ではいわゆる管理者不明の勝手橋と呼ばれる橋梁について、安全性調査を2025年度に続行いたします。

2022年当時の斉藤鉄夫元国土交通大臣は、国が管理する河川においては管理者が不明となっている橋はない一方、国土交通省がその年の5月に実施した調査では、都道府県などが管理する河川において、9,697か所の橋で管理者が不明となっていることが分かったとしています。4分の1、2,138か所が滋賀県であります。

立山町によれば、町内にはこうした橋梁が29か所確認されており、そのうち12か所は県管理河川の二級河川に架かっています。

富山県としては、調査は行われたと思いますが、実態をどのように把握しているのか、金谷土木部長に伺います。

**金谷土木部長** 管理者不明の橋梁につきましては、河川法上の許可がなく適切な維持管理が行われていないことから、老朽化した場合は通行が危険な状態になる、また、万一落橋すると洪水の流下を阻害しまして、治水上の支障となることから、河川管理者としましては、当該橋梁の管理者を特定しその適正化を図る必要があると考えております。

県管理河川の延長でございますけれども、県内には約1,482キロございまして、会計検査院の特別調査の指摘を受けて、先ほど委員からお尋ねがありました調査が発出されております。令和4年の調査ですが、管理者不明橋の調査を県でも行ってお

ります。

把握いたしましたのは、河川改修事業が施工中または予定している区間などから順次調査しておりますが、その時点で一部でありますけれども、約70キロから80キロを中心に行ったところであります。

調査のやり方としましては、既存資料、現地踏査、もちろん市町村や地元へ聞き取りを行っております、令和5年7月時点で673か所の管理者不明橋を確認している状況です。

未調査の県管理河川には、このほかにも許可がない、あるいは記録がない不明橋がございますけれども、いずれもやはり古いものですから、設置者はもとより設置された経緯も不明な場合が多く、全容を把握するのはなかなか難しいのが実情となっております。

**亀山委員** 河川法は、1965年施行で、それ以前に架けられた橋をみなし許可橋として扱われておりますので、恐らく管理者不明の橋というのは、それ以前の話ではないかなと思っております。

県で673か所とのことですが、私からみれば立山町と富山市だけでも、もう150を超えているものですから少ないような気がしますが、やはり全てを把握していないと捉えるべきだと思います。

次にまいります。

2月6日に行われました第4回未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会で、我が町の町長が発言しました。

管理者不明の橋梁は、老朽化などによる崩落などが懸念されるが、点検、補修がされずに放置されているものも多い。立山町では、緊急自然災害防止対策事業などの財政措置を活用し、新年度予算で管理者不明の橋梁の安全性調査を実施し、危険性が認められるものは、令和9年度以降、橋梁の撤去、修繕に取り組む方針でありますとのこと。

検討会の時に、土木部次長は河川管理者の立場でも苦慮している。情報は共有させていただきたい。農林水産部長は土地改良区の橋については、要望があれば指導する責務があるということなので、一緒に検討させていただきたいと述べられております。

県民の安全を守るため、県管理河川や土地改良区が管理する農業用水における管理者不明の橋梁について、市町村とも連携して、安全性の調査を進めるべきと考えるが、所見を金谷土木部長に伺います。

**金谷土木部長** 橋梁の維持管理は、本来その橋の管理者が行うものです。

県管理の河川に架かっている、残念ながら管理者が不明な橋につきましても、市町村などと連携をいたしまして管理者の特定を進めておりまして、管理者が特定できたものについては、河川法に基づく占用許可の申請や適切な維持管理を求めてまいりました。

一方、管理者が特定できていない橋梁につきましても、月に1回から2回の河川のパトロールの際に異常の有無を確認しております。この確認の仕方としては、橋を安全に通れるかという観点ではなく、川の流れを阻害していないかという観点でございます。

御説明いただきました立山町の新年度の取組につきましても、町の中に29橋ある不明橋を点検し、その結果を踏まえ撤去も含めた検討を行うということについては承知をしております。

29橋のうち、県管理河川に架かる12橋につきましても管理者が明らかになること、場合によっては不明橋が撤去されることになるということからも、河川管理の観点から好ましいことだと考えておりまして、町の取組に協力してまいりたいと思っております。

御紹介いただきました土地改良区が管理する農業用水に架かる橋については、管理者の特定や安全性の調査に関しまして、助言や指導ができると伺っております。最寄りの農林振興センターまたは市町村担当課のほうに御相談いただきたいということでございます。

**亀山委員** 管理者不明の橋梁ですが、その幾つかの中には軽トラがやっと通れるような橋もあるとのことですか。

それと、今の答弁については、農林水産部も同様な考え方という捉え方でよろしいですね。

それでは次に、今、答弁の中にも出てきましたけれども、他県において管理者不明の橋梁が浸水被害拡大の一因となった例も見られるなど、河川管理上のリスクもあることから、県としても解体撤去などの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

県管理河川における管理者不明の橋梁について、今後どのような対策を行うのか、金谷土木部長にお伺いします。

**金谷土木部長** 橋梁の維持管理については、先ほども申し上げましたが、本来その管理者が行うべきものであり、河川管理者としては、橋の上を安全に通るための修繕というのは原則できないと考えております。

しかし、御指摘がありましたとおり、洪水の際に流木などが引っかかり、水があふれ、浸水被害に至るなど、橋の下を流れる河川に治水上支障がある場合、河川法75条には河川管理者が自ら除却などの措置を行うことができるとされてございます。

令和元年以降であります。県内の状況を見ても、小矢部市横江宮川の河川改修事業を行っている区間にございました7橋につきまして、地元や市町村と協力し、撤去や統廃合を行い5橋減らし、2橋としたものがございます。また、河川改修を行っていない千保川などにありました不明橋3橋では、地

元の要望を踏まえて、まず通行止めの措置を行っております。

その上で、それでも安全が確保できない場合、予算確保できたものから順次撤去しております。新年度には、河川改修事業に伴うものでございますが、2橋を撤去する予定がございます。

県民の安全・安心を確保する観点から、不明橋に起因する事故や浸水被害を発生させないことは大切でありまして、今後とも地元や市町村と協力し、まず管理者の特定など必要な措置に努めてまいります。

**亀山委員** 今、解体撤去と言われましたけれども、県管理に切り替えてからでないと解体撤去はできないのではないかと思っております。その辺のところを注意して行っていただければと思います。

4月1日から自転車の交通反則通告制度——青色切符制度が導入され、交通違反行為に16歳以上は青切符の対象となります。

各高校で自転車安全教室が開かれています。雄山高校でも、法改正の趣旨や自転車運転のルールを伝える講習会を開いてくださいました。

また、県内において普通自転車専用の通行帯や矢羽根型路面標示など、自転車の通行エリアを示す青色の道路標示が設置されていますが、分かりづらい箇所も見受けられます。

青色切符制度の導入前に、道路標示の意味や自転車が通行できるエリアなど、交通ルールを分かりやすく示すべきではないかと考えますが、今後どのように取り組むのか、高木警察本部長に伺います。

**高木警察本部長** 自転車は原則として車道の左側を通行しなければならず、通行する場所や態様によっては交通違反となる場合があります。

自転車の通行区間といたしまして、県の公安委員会が指定する普通自転車専用通行帯がありまして、この専用通行帯が設け

られている道路におきましては、普通自転車は当該専用通行帯を通行する義務があるところであります。

また、自動車や原動機付自転車などの車両は、やむを得ない場合を除きこの通行帯を通行できないこととなっておりまして、これに違反すると通行帯違反になります。ただ、これは現在、県内では富山市内に1か所のみでありまして、県道の富山港線の東田地方町、北新町地内の360メートルの両方の区間に設けられているというところであります。

その他といたしまして、委員の御指摘のとおり矢羽根型路面標示や自転車用の歩道上の路面標示などがございます。これは、どちらの路面標示においても、様々な道路管理者がおられるわけでありまして、道路管理者が所管しておられるということであります。

自転車に、これらの路面標示上を通行する義務はないわけですが、道路管理者が設置するこの矢羽根型路面標示につきましては、自転車の通行部分と方向を明示するほか、自動車等の運転者に対しても注意を促す役割がございました。

県警察といたしましては、委員御指摘のとおり、4月からの制度改正も踏まえまして、自転車に関する基本的な交通ルールでありますとか、また、先ほどのお話がありました普通自転車専用通行帯などの周知を図ってまいるほか、道路管理者が様々おられるわけでありまして、そういった方々に矢羽根型路面標示等の意味などを一層周知されるように働きかけてまいる所存であります。

**亀山委員** 新1年生は慣れない通学路となりますから、よろしくお願いたします。

瀧田委員も質問されましたが、本会議において富山県自転車活用推進条例の改正案が提案されていますが、自転車による死傷事故における被害者救済の観点から、今年10月以降、損害賠

償保険への加入が義務づけられます。

一つ踏み込んでお聞きします。

自転車ごとに加入するのか、自転車利用者一人一人に加入が必要なのか、一台一台なのかなど、加入義務に関する詳細は県民に対して分かりやすく周知するべきと考えます。どのような工夫を行うのか、宮崎観光推進局長に伺います。

**宮崎観光推進局長** 改正富山県自転車活用推進条例では、自転車損害賠償保険等への加入が義務となる、まず対象者ですが、自転車利用者が未成年の場合はその保護者、事業活動において自転車を利用する事業者、自転車貸付事業者を予定しております。

また、加入が義務化される自転車損害賠償保険等の種類には、自転車専用の保険のほか、火災保険や自動車保険に付帯する日常生活賠償特約等の名称で提供されているもの、第三者損害賠償責任保険等として販売されているもの、自転車の点検整備に1年間の保険が付帯したTSマークなど、様々な種類があります。

このうち、例えば日常生活賠償特約等においては、ほとんどの場合、契約者本人だけではなく、契約者本人と同居している家族や生計を一にする別居の未婚の子、例えば親元を離れ、親から仕送りを受けて生活している大学生なども補償対象範囲とされており。

このように、委員御指摘のとおり、その対象者、種類が多岐にわたりますことから、保険加入義務化の広報啓発に用いるチラシ、ホームページ等には、改正条例に関する情報だけではなく、御自身や御家族が現在どのような保険でカバーされているかを確認することができるフローチャートなども併せてお示しするなど、分かりやすい情報提供をしていきたいと考えております。

**亀山委員** この保険制度に関しては、北陸ではまだ富山県だけが

設定されていないと。ほかの北陸の県は、もう設定されており、そういう中で、結構吟味された内容になっているとっております。

それと、自分を守るヘルメット着用に関しては、努力義務にとどまっているわけです。この辺も老若男女、全ての県民へ着用について周知願いたいと思います。

委員長、デジタルサイネージによる資料の提示を許可願います。

**井上副委員長** 許可します。

**亀山委員** 一昨年、新令和会に在籍中、代表質問で立山における火山対策について質問させていただきました。

平成28年に火山噴火予知連絡会により、常時観測火山として24時間監視されています。

噴火警戒レベル3を想定した場合、ラムサール条約湿地登録されました大日平側まで、大日小屋が避難促進施設に指定されています。

国内外からの多くの登山者、観光客が訪れる立山における火山対策について安全周知にどのように取り組むのか、中林危機管理局長に伺います。

**中林危機管理局長** 弥陀ヶ原火山を有する立山は、多くの登山者や国内外の観光客が訪れる国内有数の山岳観光地であることから、万が一の噴火に備え、登山者や観光客への適切な安全周知をはじめ、避難安全対策が重要であると考えています。

委員御指摘の安全周知については、例えば噴火警戒レベルが上がった場合等には、弥陀ヶ原周辺のホテル、山小屋からの屋外放送での呼びかけや、Jアラートによる噴火警報等の発信をはじめ、多言語版の火山防災啓発チラシの作成、配布、立山室堂地区におけるWi-Fi環境の整備等により、国内外の登山者や観光客に対して速やかに火山情報が伝わるように努めます。

避難・安全対策では、国や立山町と連携し、山小屋の噴石対策工事に支援を行い、火山ハザードマップや噴火警戒レベル、避難計画の継続的な検討、修正により、警戒避難体制を整備しています。

令和3年度からは、毎年、弥陀ヶ原等で火山防災訓練を実施し、関係機関との情報伝達や観光客等の避難誘導、負傷者の救出救助訓練などに取り組んでいます。

今年度は、新たに山小屋関係者にも参加してもらい、登山客等への周知及び避難の誘導訓練も行ったほか、山岳警備隊によるけがの応急手当の実演等も実施しました。

新年度も、引き続き火山防災訓練を行う予定にしており、国や市町村、関係機関等と連携し、万が一の事態においても適切な安全周知とともに、迅速かつ円滑な避難体制が取れるよう取り組んでまいります。

**亀山委員** 先ほど噴火警戒レベル3の話をしたのは、半径4キロの範囲で火山灰が大日小屋まで届く可能性があり、この範囲内での危機管理について周知してほしいということで質問させていただきました。

続きまして、地域産業の活性化について質問します。

県内市町村では、ごみの減量に向け、家庭ごみ収集有料化の検討や生ごみ処理機の購入助成など、様々な取組が進められています。

県は、令和7年6月に富山県食品ロス削減推進計画を改定しましたが、ごみの減量の観点からも、計画に基づき着実に取組を推進することが必要と考えます。

食品ロスの削減について、富山県食品ロス削減推進計画の進捗状況も踏まえ、今後どのように取り組むのか、津田農林水産部長に伺います。

**津田農林水産部長** 県では、令和2年4月に富山県食品ロス削減

推進計画を全国に先駆けて策定し、食品ロス削減に取り組んできております。

その結果、県民1人当たりの食品ロス量は、平成28年度の1日110グラムから、令和5年度には85グラムと減少しており、昨年6月の計画改定では、令和12年までにさらに78グラムにするなど、削減目標を見直したところです。

家庭の可燃ごみの約3割が生ごみであることから、御指摘のとおり、食品ロス削減はごみ減量化の観点からも有効でございます。

このため、県では市町村等とも連携し、家庭での手つかず食品や外食産業での食べ残しを削減するための「使いきり・食べきり3015運動」の推進、余っている食品を福祉団体等へ寄附するフードバンクやフードドライブの普及拡大、親子が一緒に賞味、消費期限をチェックするなど、食品ロス削減を実践するとやま環境未来チャレンジ事業などに取り組んでおります。

一方で、課題としましては、世代によって食品ロス削減に対する意識が異なること、事業者が行う商習慣見直しなどの取組への消費者の理解が不十分なこと、未利用食品のさらなる有効活用の促進などが必要と考えております。

新年度は、こうした点を踏まえ、世代に応じた食品ロスの具体的な削減行動を促す動画を制作して周知・啓発を図るほか、消費者の過剰な鮮度志向の改善等を促すための普及啓発活動の促進、食品寄附ガイドラインに基づいた、未利用食品の有効活用の一層の促進などを進めることとしております。

引き続き、富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議の意見も伺いながら、食品ロス削減の取組を着実に推進してまいります。

**亀山委員** 町民の皆さんが、近隣市町からの持ち込みを心配しているので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

スーパーマーケットや生協では、閉店時間が近づきますと、2割引や半額など企業努力をなさっています。中には、午前中から商品を半額にしているところもあります。

それぞれのスーパーマーケット側の考え方もありますが、先日、世界最大級のフードシェアリングアプリToo Good To Goが日本でも取り入れられるようになりました。

これは、食品ロス削減のためのフードシェアリングサービスT A B E T Eや、テレビでも報道されて御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、タベスケという食品ロス削減、環境運動への参加を促すことを目的とした自治体主導のフードシェアリングサービスなどがあります。

タベスケは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを減らしたい協力店と、お得に食品を購入したい消費者をつなぐマッチングサービスのことです。自治体が主体となって運営に関わっているため、安心して御利用いただけます。

それぞれの地域に根づいた愛称で親しまれており、例えば、タベスケ八王子、鹿児島、いわきなど、現在、全国の市町村へ導入エリアが拡大しています。自治体が運営しているので、協力店側もユーザー側もちろん無料です。

しかし、富山県内ではまだサービス提供エリアに登録していません。

そこで、富山県もサービス提供エリアに登録を呼びかけてはどうでしょうか。このような、フードシェアリングサービスを活用した方の6割の方は、アプリをきっかけにお店の存在を知り、普段買物をしないお店の商品を買うようです。

このような、フードシェアリングサービスをきっかけに、お店のほうは新規顧客獲得につながると思います。地域のお店に出向いて、地域活性化に期待できると思います。

大阪万博でも利用されていきました。

県民にお安く、そして生ごみを減らすことにつながるのではないのでしょうか。

事業者における食品ロス削減のため、県ではフードバンク活動などに取り組んでいますが、それでも、県として率先しフードシェアリングサービスの導入を検討すべきと考えますが、津田農林水産部長に所見を伺います。

**津田農林水産部長** いろいろ御紹介いただきましたフードバンク活動につきまして、もう少し具体的に言いますと、富山県食品産業協会に設置したコーディネーターが、食品関連事業者にフードバンク活動を働きかけ、こども食堂などとマッチングを行っておりまして、令和7年度は54件のマッチング実績がございます。

また、飲食店等の外食産業と消費者をつなぐ取組としては、先ほども言いましたが、食べきり3015運動、あるいは食べきりサイズメニューの導入促進等を普及啓発しております。

御提案いただきましたフードシェアリングサービスは、食品関連事業者から、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品をアプリやWeb等を通して消費者につなぐサービスとして、全国的に幾つか展開されており、自治体が主導で行うタベスケにつきましては、現在全国で29市区が参加していると承知しております。

フードシェアリングサービスは、消費者からは環境に配慮した行動と経済的な利益が両立できること、事業者からは食品廃棄物処理のコスト削減につながるため、経営面でのプラス効果が期待できます。

また、タベスケについては、自治体が運用主導となるサービスであるため、信用力が高く、安心して利用できるという点も大きなメリットと言われております。

一方で、タベスケは確かに参加者の負担はないのですが、運用コストの全額を自治体が負担するシステムになっており、まずはメリット、デメリット、それから費用対効果等について、先行事例をしっかりと調査、研究してまいりたいと考えております。

**亀山委員** もちろん、どこかがお金を出さないと運営できないというのは、そのとおりであります。

地域の地名をつけたタベスケの知名度がアップすれば、それだけ地元のお店を利用するのではないかと思ひ、質問させていただきました。

地鉄立山線の質問は以前にもしていますが、乗車人数を増やさなければという答弁だったかと思ひます。

令和9年度から、立山線再構築事業を目指す方向性が示されましたが、存続に向けては利便性の確保などによる利用促進が重要です。

利用促進に向けた方針として立山黒部アルペンルートの魅力である通り抜け観光を軸に、電鉄富山―長野間のプロモーションを強化するなどの案も出ています。

富山地方鉄道立山線について、岩嶺寺―立山間を観光路線として存続を目指す方向性が示されていますが、利用者の増加に向けてどのように取り組むのか、新田知事にお伺いいたします。

**新田知事** 立山線の利用者増に向けて、スピード感を持って対応するため、昨年10月に富山市、立山町、富山地方鉄道、立山黒部貫光にお声がけをし、実務者レベルのプロジェクトチームを設置し、検討を行い、できることから、今、取組を始めているところです。

例えば、県と富山地方鉄道、立山黒部貫光が連携し、来月のアルペンルートの開業に向け、立山線の魅力を伝える動画を作成しました。

これはまだリリースして間もなく、先週の金曜日の夜にリリースして、今日までの2.5日で既に40万回再生をいただいています。ワンチームで頑張った効果があるのではないかと思います。

そしてまた、富山地方鉄道では、電鉄富山から立山間をノンストップで結ぶ特急を設定されました。また、立山黒部貫光では電鉄富山から扇沢間の切符の先行販売など、それぞれ新しい取組が始まっています。

さらに、富山県では来年度、立山線利用促進事業として、立山線をアルペンルートと一体的に捉え、電鉄富山駅やアルペンルートの玄関口であることを周知するプロモーションを展開します。

さらに、年間を通じた需要の掘り起こしのために、沿線の立ち寄りスポットなどの魅力発信を行い、利用者増につなげたいと考えています。

利用者増に向けた取組については、引き続き関係者の皆様と連携し、積極的に進めていきたいと考えます。

なお、立山線の再構築に向けては、岩峠寺—立山間だけではなく、電鉄富山駅からの送客の増加など、電鉄富山駅から立山線の路線全体でさらなる利用促進を図っていく必要があると考えております。

**亀山委員** 今、答弁いただいたとおりに進むことを期待しております。

ただ、地元の駅から少し離れた方は、富山県は車社会といわれるとおりに、車で通勤される方がいまだに多いということです。確かに、なかなか難しい課題だと思えますけれども、よろしく願いいたします。

先日、立山黒部を愛する会の講演を聞いてきました。

立山黒部アルペンルートの観光客誘致には、黒部宇奈月キャ

ニオンルートが10月頃開通予定で、いまだ再開に至っていない現状から、バス運行も重要な交通手段の一つとなっています。

主要地方道富山立山公園線には、新常願寺橋、雷鳥大橋、立山橋からも観光バスが来ています。

そこで、立山町横江から千寿ヶ原までの道路網整備は欠かすことができないのではないのでしょうか。特に、横江一千垣間は少しずつ拡幅工事が進められていますが、あまりにも進行が遅くなっています。

歩道をつけて、50キロ規制への緩和はともかく、重要な交通手段である観光バスが擦れ違えるような拡幅をすべきではないかと思えますし、早期の事業進捗が必要ではないのでしょうか。富山県美術館、富山県水墨美術館、立山博物館、高志の国文学館の4館の連携事業にも足を運びやすくなると考えますが、金谷土木部長に伺います。

**金谷土木部長** 富山立山公園線を御紹介いただきました。富山市から立山町を経て、立山黒部アルペンルートに至る主要な幹線道路でございます。

特にということで、御指摘いただきました立山町の横江から千垣にかけてですが、幅員は6.5メートル程度と狭いこともございまして、観光バスなど大型車両が安全にすれ違えるよう、現在は横江地内の550メートルの区間におきまして、8.5メートルに拡幅する事業を進めているところであります。

この事業には、やはり用地の取得が必要であります。これまで、用地買収を終えた箇所から順次工事を進めておりまして、令和7年度は片側になりますけれども、東側で側溝などを80メートル強、整備をしたところでございます。

その結果、進捗の状況でございますけれども、事業費ベースでは約50%ということになっているのが現状です。新年度は、残る事業用地の取得などを見込んでいるところです。

このほか、富山立山公園線を広く見てみますと、芦峯寺地内の拡幅など、全体で5か所の整備を現在進めております。

本路線は、地域の生活交通を支えるとともに、観光振興にも寄与する大切な道路でありまして、必要な予算の確保に努め、整備促進に取り組んでまいります。

**亀山委員** 土木部長がこのように理解していただいているということで、私も理解しましたので、よろしく願いいたします。

安達議員が詳しく質問してくださいましたが、立山砂防は、今年直轄砂防事業開始から100年、県営砂防事業開始から120年という大きな節目を迎えています。

こうした歴史と価値を踏まえ、世界遺産登録に向けた機運を県民全体で高めていくことが重要であると考えます。

私は以前、長崎と天草地方の隠れキリシタン関連遺産など、長崎県内の世界遺産関連施設を視察してまいりました。

現地では、説明員が配置され、また、空港では世界遺産の場所や歴史を紹介する展示が行われるなど、県の玄関口から来訪者を引き込む雰囲気づくりがされておりました。

世界遺産登録を目指す上で、この価値を県内外に広く伝え、理解と関心を高めていくことが不可欠であります。

そのためには、本県の玄関口である富山駅や富山きときと空港において、立山砂防の歴史や技術的価値を発信する展示や情報発信を強化するなど、県外から訪れる方々への認知度向上に向けた取組を進めることが重要と考えます。

そこで、立山砂防の世界遺産登録に向けて、県外への認知度向上に向けた取組を強化すべきと考えますが、どのように進めていくのか、蔵堀副知事にお伺いいたします。

**蔵堀副知事** 立山砂防の世界遺産登録に向けまして、これまで世界遺産としての価値証明に必要となる調査研究に併せまして、県内外の皆さんにその価値や意義を御理解いただけますように、

認知度の向上に努めてまいりました。

新年度におきましても、札幌で開催が予定されております国際学会インタープリメント2026などの国際シンポジウムや学会でのPR、一般向け講演会や貴重な見学機会を提供する立山カルデラ体験学習会の実施など、県内外での認知度の向上に取り組んでまいります。

委員から御紹介がありましたとおり、今年は立山砂防直轄100年、県営120年の節目の年でございます。

立山砂防は、世界遺産のためにやっているわけではなくて、カルデラに堆積した土砂の流出を防ぐという、富山平野の安全・安心を確保する、暮らしを守るために、その大きな役割があるわけですが、まずその立山砂防が果たしてきた役割をしっかりと振り返りつつ、これからの立山砂防を考えるものとしていきたいと思っています。

その上で、国や関係団体と連携して、まず11月に国際会議場で県内外からの参加者を迎えて記念フォーラムを開催いたします。

また、富山駅前C i Cビルなどにおいて、立山砂防の歴史などを紹介いたしますパネル展示や映像上映も行います。

そのほか、イベントを周知するための特設サイトも開設いたしまして、県内外に向けた効果的な情報発信を行います。

さらに、県内外の大学と連携いたしまして、世界遺産や文化財、観光などを専攻する大学生の皆さんを対象に、立山砂防の歴史や世界遺産としての保存活用、持続可能な観光まちづくりなどをテーマとした講座と現地視察を組み合わせました「世界遺産×（掛ける）観光フィールドスタディー」を実施します。

その成果をユースサミットで広く発信し、未来を担う若い世代における認知度の向上、それと機運醸成も図っていきます。

世界遺産登録には、まだまだ息の長い取組が必要だと考えて

おりますけれども、県内外の幅広い世代の皆さんに立山砂防の世界遺産登録を応援していただけますように、引き続き関係団体と連携して着実に進めてまいります。

**亀山委員** 技術的価値をアピールしていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

デジタルサイネージの画面に映っていますけれども、北京オリンピック当時のOB、OGの活躍写真であります。

ミラノ・コルティナオリンピック・パラリンピックでは、南砺市出身の山崎大翔さん、雄山高校OBで早稲田大学出身の広瀬峻君、そしてパラリンピックのほうでは川除大輝君、——川除大輝君は、前回金メダルを取られたということです。また、岩本美歌さんが出場されています。

今回は、現役高校生が出場していないため、垂れ幕は作成しませんでした。

川除君、岩本さんは高校生時代から出場されていたので、激励していました。今回も入賞されました。残念ながらメダルには届きませんでしたけれど、私もこの今出ている画面を待ち受け画面にしております。

これから質問に入ります。

高校再編について、新時代とやまハイスクール構想に基づき進められていますが、提示された資料だけで判断するのではなく、委員の皆さん全員が各高校に足を運んで判断してもらいたいと思います。

参考までに、富山県を代表する立山が校歌に歌われています。小学校、中学校、高等学校は63%、446校で、高校では8割以上が立山を校歌に採用しています。雄山高校には大立山と歌っています。

もう一つ、立山登山をしている小学校では、3,003メートルの雄山への登山が行われています。再編時の高校名の参考にな

れば幸いです。

新時代とやまハイスクール構想実施方針（素案）では、小規模校の検討に当たり、通学時間の観点にも配慮することとされています。また、普通科の通学区域の制限は廃止され、現在は全県下から通学が可能となっています。

一般的に、通学時間は1時間以内が目安と考えられますが、高校の最寄りの駅から学校までの距離が遠い場合、生徒の通学負担はさらに大きくなることが懸念されます。

そこで、小規模校の設置や配置を検討するに当たって、通学時間だけでなく、高校の最寄りの駅から学校までの所要時間についても考慮すべきと考えますが、広島教育長に御所見を伺います。

**広島教育長** 令和4年度に実施しました中学生、高校生、そしてその保護者へのアンケートでは、高校選択の際に重視することとして、多くの方が自宅からの距離や時間などの通学条件を挙げられました。公共交通を含む通学環境が、生徒の進路選択に影響を及ぼすと考えられるところです。

また、今般の県立高校の在り方に関するいろいろな検討、意見交換会等においても、新たな新時代ハイスクールの配置の検討に当たっては、生徒の通学の利便性に配慮を求める御意見が多くございました。

このため、新時代とやまハイスクール構想実施方針では、今ほど委員からも御紹介いただきましたが、生徒の通学手段を考慮し、一定の通学時間内にある高校からなるべく多様な選択ができるよう、エリアごとの募集定員の目安も踏まえて、様々な学科構成や規模の学校をバランスよく配置したいとしているところでございます。

特に、小規模校の設置方針につきましては、通学時間の観点から、地域バランスにも配慮して設置すると記載させていただ

いているところでは。

小規模校につきましては、実施方針で地域共創ハイスクール、または未来探究ハイスクールとして設置を検討することとしておりますが、この検討におきましては、この実施方針を踏まえまして、まずは提供する教育内容を整理し、そしてそれぞれのエリアの今後の中学校卒業予定者数、そして委員御指摘の通学環境などを考慮しまして、各地域でバランスの取れた配置となりますよう検討を進めていきたいと考えているところでございます。

**亀山委員** 教育長からエリアという言葉もありましたが、学区制を取っ払うような気持ちで再編に向けて進んでいただきたいと思いますと思っております。

そうしないと、学区の境目にある高校はかなり不利な目に遭います。前回、3年半前にそういう目に遭ったような気がします。前教育長が聞く耳を持たないという感じだったものですから。

改めて、6月定例会でもそういう質問になるかと思えますけれど、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。報道によれば公立高校の志願倍率が1倍を下回ったのは、全国で70.2%に当たる33自治体、このうち本県を含めた15自治体が0.9倍を下回った背景には、私立高校授業料無償化の拡充の影響もあると考えられます。

私立高校と県立高校を比較した場合、施設整備費など実質的な負担額に違いがあると思われそうですが、これについては、皆さん理解しておられないのかもしれませんが。

県立高校を選んでいただけるようにするためには、例えば、立山区域PTA連合会などと連携して教育活動を行う雄山高校のように、地域と連携した学びの場の提供など、県立高校ならではの魅力を高め、発信していくことが必要と考えます。

また、県内産業を担う人材育成の観点から、職業系専門学校の確保に努めているとのことですが、15歳の段階で将来の方向性を決めかねている生徒も多いと思います。

探究活動やキャリア教育を通し、将来を考える機会の提供も特色の一つではないかと思います。県立高校ならではの魅力を高め、発信していくことが必要と考えますが、今後どのように取り組むのか、広島教育長に伺います。

**広島教育長** 今ほど議員から御指摘いただきました令和8年度の県立高校一般入試につきましては、全日制高校全体の志願倍率が1倍を大きく下回ったところでございます。

御指摘がありました私立高校授業料の実質無償化、また、学びの多様な選択肢を求められる生徒、保護者の方が増えたことなどが要因と考えられるところですが、今後は状況をさらに分析して、県立高校ならではの魅力を高めることで、選ばれる学校づくりに取り組まなければならないと考えております。

これまで、県教育委員会では県立高校の魅力ある教育活動を充実するため、例えば探究活動とキャリア教育などを柱としまして、各種の授業に取り組んでおります。

また、今後新時代とやまハイスクール構想に沿って必要な教育内容を取り入れ、私立高校にはない、特色を持った県立高校ならではの強みを磨き上げていく必要があると考えているところです。

こうした中、国からは高校無償化による影響なども考慮しまして、公立高校の教育改革を推進するため、2040（令和22）年に向けた高校教育改革に関するグランドデザインが公表されたところでございまして、改革の視点として示されました3点、1つ目はAIに代替されない能力や個性の伸長、2つ目に我が国や地域の経済社会の発展を支える人材育成、3つ目に一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保、

この3点については、本県のハイスクール構想とも軌を一にしているものとなっていると考えております。

今後、ハイスクール構想を着実に進展しますとともに、この国の支援を積極的に活用し、また、委員御言及の地域連携を含めた地域特有な取組なども参考に、探究活動やキャリア教育の充実を図りながら、生徒にとって魅力ある高校づくりに努めてまいります。

**亀山委員** 少し言葉が足りなかったかもしれませんが、普通科や総合学科でも企業訪問をしていると、それを理解していただきたいと思っております。

高校は、地域の繁栄とは別と言われても、立山町の場合は、立山町防災児童館複合施設のアカリエ駐車場から横断歩道をつけて、右側は雄山高校、左側は五百石駅と児童にも分かってもらえるよう看板を設置しています。

資料をご覧ください。これはアカリエのところですね。次の資料ですが、駐車場から横断歩道がついて、植木があり、今言った看板があります。

そして、人数制限はありますが、雄山高校では立山町と連携し、地域資源を生かしたフィールドワークや高校生台湾派遣事業など、特色ある教育環境が展開されています。雄山高校の取組は、地域共創ハイスクールに求められる学校像に合致するものと考えます。

地域共創ハイスクールは、地域の課題解決や魅力発信に貢献できる力を高める教育環境を目指すべき学校像としていますが、今後検討に当たり、どのような点を評価していくのか、新田知事にお伺いいたします。

**新田知事** 御紹介いただきました地域共創ハイスクールは、新時代とやまハイスクール構想実施方針でお示しした7つの学校類型の中の一つです。

地域の課題解決や魅力発信に貢献できる力を高めることを目指し、普通系学科のスタンダード教育に、地元の企業や自治体と連携し、地域課題の解決を図る探究活動を通して、地域づくりを担う人材を育成する地域共創教育を組み合わせる案にしています。

今回の構想は、主に教育内容に着目して県立高校を再構築しようとするもので、まず、これまで各高校で行われてきた教育実績を基に、将来を見据え、新たな取組を加えて、今後必要と考えられる教育内容を整理し、次に教育内容と様々な学校規模を組み合わせる学校類型に学校を分類した上で、各学校をそれぞれのエリアにおける今後の中学校卒業予定者数も踏まえて、県内にバランスよく配置することにより、少子化が進む中でも生徒に多様な選択肢を提供したいと考えております。

ややこしいことを言いましたが、二次方程式、三次方程式を解くような、そんな作業をこれからやっていく必要があると考えています。

委員御紹介の雄山高校は、また、ほかの県立高校でも、地元の企業や自治体と連携した探究活動など、地域共創教育に通じる取組が広がっていると理解しています。

今後、このような地域連携や地域づくりなどの観点から評価できる教育実績を基に、新たな教育内容を加えながら、現在の高校を再構築して、地域共創ハイスクールを設置することになると考えています。

各校のそれぞれの取組に着目し、丁寧に検討を進めてまいります。

**亀山委員** 変な言い方ですけども、高校再編は、地元にとって本当に大きな関心事になっております。

今、質問の中では言いませんでしたけれど、雄山高校の場合、台湾派遣は町外の雄山高校生も派遣に選ばれているということ。

極端なことを言えば、富山市から、上市町から、雄山高校に来た生徒もその対象となります。ただ人数制限があるものですから、選ばれたり選ばれなかったりしますが、そういう対応となっています。

今後とも、よろしくお願いいたします。

**井上副委員長** 亀山委員の質疑は以上で終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後 2 時 58 分 休憩